

第55回 農林産物品評会・暮らしに生かす手作り品展 開催要領

1. 目的

品質等の優れた農林産物及び農家の手作り品を選定・表彰することにより、農業者の良品生産意欲の向上を図るとともに、県内産農林産物に対する県民の認識を高め、もって農業・農村の振興・発展に資することを目的とする。

2. 主催 奈良県農業推進協議会、大神神社豊年講

3. 開催期日 令和8年11月22日（日）～23日（月・祝）
〔 22日（日）：出品、審査、選賞
〔 23日（月・祝）：展示、一般即売、会場撤去

4. 開催場所 桜井市三輪 大神神社境内

5. 出品資格及び出品物

- (1) 出品資格者は、農業者及びこの品評会の主旨に賛同する者とする。
- (2) 出品物は、自家生産の農林産物及び手作り品とする。

6. 出品規格 出品物1点にかかる規格等は次のとおりとする。

区分	規格	備考
穀類	0.36L（2合）	玄米・豆類0.36L（2合）、ゴマ0.18L（1合）
根菜類	5本	大根・大カブ3本、ユリ根・ショウガ・ウコン3個
いも類	5個	ながいも3本、里芋7個、つくねいも3個
葉菜類	3個又は3把	白ネギ3本
果菜類	5個	南瓜等大きいもの3個、いちご等小さいもの1パック
果実類	5個	くり等小さいもの10個、ブドウ3房
鶏卵	10個	うずらの場合も10個
鉢花類	2鉢	
切花類	5本	
苗木類	5本	
きのこ類	生300g 乾100g	生は箱詰め又はパック詰めに限る、原木1本
茶	100g	
その他	1	盆栽その他
暮らしに生かす手作り品		農家の暮らしに生かされている手作り作品であること。 但し、展示会場が屋外のため食品の出品物は対象としない。

7. 出品物の搬入および受付

出品者は、出品物を11月22日（日）午前9時～正午（時間厳守）の間に搬入し、受付を済ませること。

8. 審査

- (1) 審査長及び審査員は、主催者が依頼する。
- (2) 審査規程は、別に定める。
- (3) 審査は、11月22日（日）午後1時より行う。
- (4) 出品規格外のもの、受付時間に遅れたもの、出品票の記入漏れや記載不明瞭なものは、審査の対象としない。
- (5) 審査結果に異議申し立てはできないものとする。

9. 入賞者の決定

審査の結果は、入賞者に対してのみ通知する。但し、入賞者に対する通知が、出品票に記載された住所に届かない場合は、入賞を無効とする。

10. 賞の内訳

(1) 入賞者に、次の賞と副賞を贈呈する。

[農林産物品評会の部]

<特賞>

農林水産大臣賞、近畿農政局長賞、奈良県知事賞、奈良県議会議長賞、桜井市長賞、奈良県農業会議会長賞、奈良県農業協同組合代表理事理事長賞、奈良県農業共済組合組合長理事賞、奈良県花き植木農業協同組合代表理事組合長賞、奈良県畜産農業協同組合代表理事組合長賞、奈良県林業改良普及協会会長賞、奈良県農業推進協議会長賞、大神神社宮司豊年講長賞

<1等賞>

<2等賞>

<3等賞>

[暮らしに生かす手作り品の部]

<特賞>

奈良県農村生活研究グループ協議会長賞、奈良県農業推進協議会長賞、大神神社宮司豊年講長賞

<優秀賞>

<優良賞>

(2) 上記の賞のほか、大神神社宮司奨励賞を授与することができる。

(3) 出品者には、受付時に参加賞を贈呈する。

(4) 入賞点数は、出品点数の3割程度とする。但し、出品状況等により増減することがある。

11. 一般参観 一般の参観は、11月23日(月・祝)(正午まで)とする。

12. 表彰式

(1) 表彰式は、次のとおり行う。

期日 令和8年12月15日(火)

場所 桜井市三輪 大神神社三輪山会館

(2) 入賞者は表彰式に列席のうえ受賞するものとする。

13. その他

(1) 出品物は返品しない。

(2) 出品物は、11月23日(月・祝)午後1時から一般即売する。

(3) 即売の方法等は別に定める。

(4) 入賞者は氏名・作物等公表のうえ、表彰される。